

離婚時の厚生年金の分割制度について

合意分割制度

平成19年4月1日実施

平成19年4月1日以降に離婚した場合に当事者間の合意や裁判手続きにより厚生年金の分割ができるようになっていきます。分割割合は厚生年金の2分の1が上限となり、平成19年4月以前の婚姻期間も対象となります。

3号分割制度

平成20年4月1日実施

平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間に限り、夫婦の合意なしに、第3号被保険者であった方からの請求によって厚生年金の2分の1を分割して受け取ることができるようになります。平成20年4月1日以前の期間については合意分割となります。

※注 第3号被保険者とは第2号被保険者（厚生年金や共済年金の加入者）に扶養されている配偶者のことです。

☆合意分割・3号分割のいずれの場合も離婚成立後2年以内に分割請求しないと、分割ができなくなります。請求は離婚等をした後に、最寄りの社会保険事務所で行ってください。

～合意分割と3号分割の主な相違点～

| | 合意分割制度 | 3号分割制度 |
|-------------|---|--|
| 分割の対象となる離婚等 | 平成19年4月1日以後に①離婚②婚姻の取消③事実婚の解消をしたと認められる場合 | 平成20年5月1日以後に左記の①～③及び④事実上離婚と同様の事情にある場合（※20年4月分の納付記録から分割対象となるため5月1日以後の離婚が対象となります。） |
| 分割される対象 | 婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録 | 平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間における配偶者の厚生年金保険料納付記録。 |
| 分割の方法 | 婚姻期間中の納付記録の多い方から、少ない方に対して記録を分割 | 第3号被保険者期間中に厚生年金被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に対して記録を分割 |
| 分割の割合 | 当事者の合意又は裁判の手続きにより定められた年金分割の割合（2分の1が上限） | 2分の1の割合（固定） |
| 手続きの方法 | 当事者の一方による請求 | 被扶養配偶者として第3号被保険者であった方による請求 |

Q & A

Q1 年金分割の割合について、夫婦間で合意できないとき、どうしたらよいでしょうか？（合意分割の場合）

A1 当事者間の話し合いで合意が成立しないときは、家庭裁判所における審判手続きなどの裁判手続きを利用して年金分割の割合を定めることができます。（3号分割については、同意がなくても2分の1を分割）

Q2 分割を請求する相手が公務員の方の場合、分割の手続きはどうなるのでしょうか？

A2 厚生年金の分割制度と同じく、平成19年4月1日から各共済年金制度においても、年金分割制度が始まっています。共済年金に関する年金分割の手続きは、公務員の方が所属する共済組合に対して行うこととなります。

Q3 分割された年金はいつから受け取ることができるのでしょうか？

A3 分割された老齢厚生年金等を受けけるには、分割を受けた方が自身が年金を受け取るために必要な25年の受給資格期間を満たしていることが必要で、期間を満たした

の方は、60歳以降（生年月日により受給開始年齢は異なります）に受け取れます。

Q4 事実婚の場合の扱いはどうなるのでしょうか？

A4 事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間のうち、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者と認定されていた期間に限り、分割の対象期間となります。

請求は
離婚後2年以内
だよ！



※合意分割の請求をする場合、年金分割のための情報提供（分割対象となる期間やその範囲等）の請求を社会保険事務所で行うことができます。

〈必要書類〉

- ① 請求者ご本人の国民年金手帳
 - ② 婚姻期間等を明らかにすることができる戸籍謄本等
- 詳しくはコザ社会保険事務所へお問い合わせください。
- ☎ 933-3439

お問い合わせ

年金課
☎ 973-5498